

## 新潟県文化芸術活動支援事業補助金交付要綱

令和2年10月16日 文振第180号制 定  
令和3年 3月 2日 文振第324号一部改正  
令和3年 3月30日 文振第392号一部改正  
令和4年 3月30日 文振第579号一部改正

### (目的)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動の縮小や公演の中止を余儀なくされている文化芸術団体等の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた文化芸術公演、展覧会等（以下「文化芸術公演等」という。）を開催する取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、新潟県内に居住、又は県内を主な拠点に音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術等の活動を行っている団体又は個人（以下「団体等」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する団体等は対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する文化芸術公演等とする。

- (1) 別に定める期間において、新潟市を除く県内の文化施設等を利用し、広く県民に

文化芸術の鑑賞機会を提供するもの

- (2) 申請者が当該文化芸術公演等において、各業界団体で作成した業種別ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じているもの
- (3) 複数の市町村から不特定多数の集客を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 学芸会及び発表会などで特定の者のために実施されるもの
- (2) 第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権その他の権利を侵害するもの
- (3) 国又は地方公共団体の主催又は共催するもの（ただし、国又は地方公共団体が他の団体と主催又は共催するものであって、かつ財政支出を伴わないものを除く。）
- (4) 寄附や勧誘を主な目的とするもの
- (5) 政治活動又は宗教活動に関係するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第4条 補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費については、次の各号に掲げる経費は交付の対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 助成対象年度と異なる会計年度に属する経費  
ただし、前年度に助成対象年度の事業に係る会場を予約し、施設の規定により使用料を前払いした場合は除く。
- (3) 同一の経費について、国その他行政機関から補助金等の交付を受けているもの
- (4) 販売目的の物品等又はその原材料の購入費
- (5) 本補助金の目的に照らして、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等は、交付申請書（別記様式第1号）に同様式で定める書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（交付）

第6条 知事は、第5条の規定により提出された交付申請書を審査の上、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式第4号）により補助事業を実施する団体等（以下「補助事業者」という。）に通知する。

（補助金の交付の条件）

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費を変更（事業費の20%に相当する額を超えない軽微な

変更は除く。) する場合には、知事の承認を受けること。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る経費は、他の経理と明確に区別して行わなければならないこと。

#### (事業変更の承認申請)

第8条 第7条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書(別記様式第5号)に同様式で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

#### (申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受理した日から起算して15日以内に申請を取り下げることができる。

#### (交付決定の取消し)

第10条 知事は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第6条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消し、通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の支払いを完了しているときは、その者に対して、当該取消しに係る補助金の額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

#### (実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める期日までに、実績報告書兼請求書(別記様式第6号)に同様式で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

#### (額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書兼請求書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(別記様式第7号)により補助事業者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。

#### (補助金の概算払い)

第13条 補助事業者が補助金の概算払請求書(別記様式第8号)を提出し、知事が必要と

認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払いの額を決定し、補助金の概算払決定通知書（別記様式第9号）により当該補助事業者に通知し、支払うことができる。

（補助金の返還）

第14条 知事は、第12条の補助金の額を確定した場合において、前条の規定により、すでにその額をこえる補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月16日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月2日から適用する。
- 3 この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

別表

補助対象経費	<p>1 補助事業を実施するために直接要する文化施設等の施設利用料及び付帯設備の利用料（本番及び本番と連続したりハーサルのために利用したものに限る。）</p> <p>※ 付帯設備については、事業の目的から逸脱する過大な使用は除く。</p> <p>※ 施設利用料等の減免を受けている場合は、減免後の施設利用料等を対象経費とする。</p> <p>2 感染症防止対策に必要な経費（購入費又は賃借料） ただし、購入費については単価5万円（税込）を超えるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーモカメラレンタル</li> <li>・消毒設備</li> <li>・非接触体温計</li> <li>・透明ビニールカーテン</li> <li>・ゴーグル</li> <li>・フェイスシールド</li> <li>・エプロン</li> <li>・マスク</li> <li>・アルコール消毒液</li> <li>・消毒用ウェットティッシュ</li> <li>・手袋</li> <li>・洗浄剤・漂白剤 他</li> </ul> <p>3 その他、感染症防止対策に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時に雇用した医療スタッフ等の人件費 他</li> </ul>
補助率	10 / 10
補助限度額	100万円（千円未満切捨）